

ご遺族の手続きガイド

この度のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後、国民健康保険や介護保険など区役所での手続きのほか、国や県、民間機関での手続きが必要になる場合があります。

この冊子では、南区役所での手続きをご案内するとともに、各機関での主な手続きも紹介しています。

なお、故人の住所が南区以外の場合、各種行政手続きに関しては、住所地の自治体にご確認ください。また、掲載している内容は一般的なもので、個々の状況により手続きの内容や必要書類が異なる場合があることにご留意ください。

【目次】

ご遺族サポート窓口のご案内等	P. 1 ~ 2
南区役所での手続き	P. 3 ~ 8
福岡市役所及び関係団体での主な手続き	P. 9 ~ 10
その他の機関での主な手続き	P. 11 ~ 12
委任状に関するご案内	P. 13 ~ 14

令和 8 年 6 月



福岡市南区役所

〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25番1号

受付時間 平日 8時45分～17時15分

区役所代表電話 (092) 561-2131

《 ご遺族サポート窓口のご案内 》

「ご遺族サポート窓口」では、必要な手続きについて、本ガイドに沿って、担当窓口をご案内いたします。

◆受付時間 9時～17時

【区役所の各窓口の受付時間は17時15分までです。時間によってはサポート窓口利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますのでご注意ください。】

◆受付場所 南区役所市民課1階 ⑤番「ご遺族サポート窓口」

◆ワンストップサービス ※予約制

複数の窓口で受け付けていた手続きを一つの窓口でお手続きいただけます。

ご予約は、来庁希望日の前日正午まで受け付けています。

ご遺族サポート窓口
専用ダイヤル

TEL 092-559-5028

◆ご準備いただくもの

□ 窓口に来られる方の本人確認書類

1 点	又は	2 点
顔写真付き証明書  例) マイナンバーカード 運転免許証 パスポート 障がい者手帳 など		顔写真が無い証明書  資格確認書 年金手帳や基礎年金番号通知書 介護保険証 など

□ 各手続き毎に必要なものは「南区役所での手続き（3～8ページ）」をご覧ください。

南区役所以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。

【亡くなられた方の戸籍謄本等について】 問い合わせ先：市民課戸籍係 Tel 092-559-5023

死亡届が受理された後、戸籍謄本（全部事項証明）等が交付できるようになるには以下の日数がかかります。（本籍が福岡市以外の場合は、本籍地の市町村にご請求ください。）

- 故人の本籍地が南区で、南区で死亡届が受理された場合 3 日程度
- 故人の本籍地が南区で、他市区町村で死亡届が受理された場合 10 日程度

※早期に戸籍謄本等を必要とされる場合は、来庁前に交付可能かお問い合わせください。

MEMO

Ⅰ 南区役所での手続き ①

太字で表記している項目は、手続きの遅れや漏れが金銭的な給付の遅れなどにつながる可能性が高い手続きです。特にご注意ください。

	亡くなられた方が	チ ョウ	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ョウ	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
住民票	3人以上の世帯の世帯主だった ※15歳以上の世帯員が1人の場合は手続き不要	☐	世帯主変更届	新世帯主	☐	本人確認書類	亡くなった日から14日以内	本館1階 6 ~ 10 市民課 (窓口係) 092-559-5022
国民健康保険・後期高齢者医療保険	国民健康保険に加入していた	☐	資格喪失 資格確認書の返却	遺族	☐	故人の資格確認書	亡くなった日から14日以内	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
		☐	送付先変更届(※1) (保険料決定通知書等)		☐	本人確認書類 故人の資格確認書	資格喪失手続と同時	
		☐	各種認定証の返却		☐	限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	資格喪失手続と同時	
		☐	葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	☐	本人確認書類 喪主の通帳 下記のいずれか1点 (喪主及び亡くなられた方の氏名が記入されたもの) ①会葬礼状②埋火葬許可証(コピー可)③葬儀代の領収書	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		☐	世帯主変更	新世帯主	☐	本人確認書類 加入者全員の資格確認書 加入者全員のマイナンバー	亡くなった日から14日以内	
		☐	高額療養費(※2)の払戻し ※高額療養費以外の療養費の払戻しについては、担当窓口でご相談ください。	世帯主 (亡くなった方が世帯主の場合は相続代表人)	☐	本人確認書類 相続代表人(※3)の通帳 印鑑(認印可。世帯主自署の場合は押印不要) 医療機関の領収書 ※相続代表人による申請には戸籍謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月1日から2年以内	本館1階 24 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
	後期高齢者医療保険に加入していた	☐	葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	☐	本人確認書類 喪主の通帳 下記のいずれか1点 (喪主及び亡くなられた方の氏名が記入されたもの) ①会葬礼状②埋火葬許可証(コピー可)③葬儀代の領収書又は請求書	葬祭を行った日の翌日から2年以内	本館1階 24 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
		☐	高額療養費(※2)の払戻し ※高額療養費以外の療養費の払戻しについては、担当窓口でご相談ください。	相続代表人(※3)	☐	本人確認書類 相続代表人(※3)の通帳 印鑑(認印可) ※相続代表人による申請には戸籍謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月1日から2年以内	
		☐	資格確認書の返却	遺族	☐	故人の資格確認書 ※発券機横に回収ボックスあり	亡くなった日から14日以内	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
		☐	特定疾病療養受療証の返却		☐	特定疾病療養受療証 ※発券機横に回収ボックスあり	資格喪失手続と同時	
		☐	送付先変更届(※1) (保険料決定通知書等)		☐	本人確認書類 故人の資格確認書	送付先変更が必要になった時	

- (※1) 送付先変更届 … 単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先変更の手続き。
 (※2) 高額療養費 …… 高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
 (※3) 相続代表人 …… 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
 所有権や相続割合等を定めるものではありません。

Ⅰ 南区役所での手続き ②

	亡くなられた方が チカ	手続き内容	届出人 (請求人)	チカ	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
国民健康保険	保険料の 納付義務者だった	☐ 保険料の納付や納付に関するご相談については担当窓口へお尋ねください。					本館1階 (23) 保険年金課 (収納・滞納整理 係) 092-559-5153
	職場の健康保険に 加入していて、 家族を扶養していた	☐ 国民健康保険の加入	新世帯主	☐ 本人確認書類 ☐ 社会保険資格喪失証明書 ☐ 加入者全員のマイナンバー		亡くなった日から 14 日以内	本館1階 (21) 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
医療費助成	医療証を持っていた 《 子ども 》 《 重度障がい者 》 《 ひとり親家庭等 》	☐ 資格喪失 ☐ 各種医療証の返却	遺族	☐ 故人の医療証 (子ども・重度障がい者・ひとり 親家庭等)		速やかに	本館1階 (21) 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
		☐ 各種医療費の払戻し	相続代表人 (※3) 児童の父母 等	☐ 本人確認書類 ☐ 相続代表人等の通帳 ☐ 印鑑(認印可) ☐ 医療機関の領収書 ※相続代表人等による 申請には戸籍謄本等が 必要な場合があります。		医療費を 払った日の翌日 から5 年以内	本館1階 (24) 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
年 金	国民年金のみを 受給していた ※第3号被保険者(配 偶者の扶養) 期間 がある方は、南福岡 年金事務所での お手続きとなります。	☐ 未支給年金(※4) 請求 ☐ 年金受給権者死亡届 ☐ 年金証書、年金手帳、基 礎年金番号通知書の返却	故人と生計を 同じしていた 三親等内の 親族	☐ 必要書類等については、 担当窓口へお尋ねいただくか、 南福岡年金事務所へ ご連絡ください。		亡くなった日から 5 年以内 (死亡一時金 (※5) は 2 年以内)	本館1階 (25) 保険年金課 (国民年金係) 092-559-5155
	国民年金に 加入していた	☐ 死亡一時金(※5) 請求 ☐ 遺族基礎年金(※6) 請求 ☐ 寡婦年金(※7) 請求	受給要件・請求人・必要書類等については、 担当窓口へお尋ねいただくか、 南福岡年金事務所へご連絡ください。				
年金(区役所以外)	国民年金以外の 年金に加入・受給 していた	☐ 厚生年金国民年金(老齢) ・未支給年金(※4) 請求 ・年金受給権者死亡届 ・遺族厚生年金請求 ・年金証書、年金手帳、 基礎年金番号通知書の 返却	厚生年金=南福岡年金事務所 092-552-6112 ※年金事務所での手続きは 予約制です 0570-05-4890				
		共済年金	共済年金 =加入していた共済組合				
		恩給	恩給=総務省恩給窓口 03-5273-1400				
		企業年金	企業年金 =企業年金コールセンター 0570-02-2666				

(※3) 相続代表人……法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。

所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(※4) 未支給年金……年金を受けている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については生計を同じくしていた遺族が受け取れます。

(※5) 死亡一時金……国民年金保険料の納付月数が36 月以上ある方が年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。

(※6) 遺族基礎年金……一家の働き手が亡くなったときに、18 歳未満の子のある配偶者又は18 歳未満の子が受給できます。

(※7) 寡婦年金……国民年金保険料の納付期間が10 年以上ある夫が亡くなった時に、10 年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に支給されます。

I 南区役所での手続き ③

	亡くなられた方が チ ラ	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ラ	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
税 金	原付バイク (125cc 以下) を 持っていた	☐ 原付きバイク (125cc 以下) の 廃車・名義変更	相続人	☐	ナンバープレート	随時	博多区役所 9 階 資産課税課 (軽自動車税係) 092-292-1604 福岡市博多区 博多駅前 2 丁目 8 番 1 号
	市県民税の 納税義務者だった	☐ 納税通知書送付先の変更		☐	車台番号がわかるもの (自賠責保険証等)		
	固定資産税の 納税義務者だった	☐ 固定資産税納税義務者の 届出 (亡くなられた年の 12 月末ま でに法務局へ相続登記が できていない場合)		☐	相続人であることがわかる 書類 (戸籍謄本等)		
	市税の 納税義務者だった	☐ 納税通知書送付先の変更		☐	当課から、問い合わせの書類や届出の 書類を送付します。		
介 護 保 険 ・ 高 齢 者	65 歳以上である 又は 要支援・要介護の 認定を受けていた	☐ 介護保険証等の返却 ☐ 送付先変更届 (*1)	遺族	☐	介護保険被保険者証 負担割合証	速やかに	本館 1 階 保健福祉センター 出張窓口 (36) 福祉・介護保険課 (介護サービス係) 092-559-5125
	高齢者福祉サービスを 受けていた	☐ 高齢者乗車券の返却		☐	交通用福祉 IC カード タクシー助成券		
		☐ 緊急通報システムの返却		☐	固定電話型・・・本体、 ペンダント 携帯電話型・・・本体、 充電器		
				☐			

(*1) 送付先変更届 …………… 単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先変更の手続き。

I 南区役所での手続き ④

亡くなられた方が チオ	手続き内容	届出人 (請求人)	チオ	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
障 が い 者	☐ 身体障害者手帳の返却	どなたでも	☐	身体障害者手帳	速やかに	本館 1 階 保健福祉センター 出張窓口 (36) 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) 092-559-5121
	☐ 療育手帳の返却		☐	療育手帳		
	☐ 日常生活用具給付券の返却 (スーマ装具、紙おむつ)		☐	返還届(窓口にて用意します)		
	☐ 特別障害者手当・障がい児福祉手当・経過福祉手当		☐	給付券		
	☐ 福祉タクシー利用券の返却		☐	スーマ装具・紙おむつの業者に連絡してください		
	☐ 緊急通報システムの返却		☐	ご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください		
	☐ 福祉電話の返却		☐	福祉タクシー利用券		
	☐ 声の訪問の取消		☐	固定電話型…本体、ペンダント 携帯電話型…本体、充電器		
	☐ 福岡市重度心身障がい者福祉手当 (身体障害者手帳 1 級又は療育手帳 A の方)		☐	福祉電話		
	☐ 障がい福祉サービス(*9)受給者証の返却		☐	特になし		
	☐ 地域生活支援事業(*10)受給者証の返却		☐	12 月にご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください		
	☐ 障がい児通所サービス受給者証の返却		☐	障がい福祉サービス受給者証		
	☐ 在宅酸素電気料金助成(酸素濃縮器を使用していた方)		☐	地域生活支援事業受給者証		
	☐ まごころ駐車場利用証の返却		☐	障がい児通所サービス受給者証		
	☐ 福祉乗車券・福祉乗車証の返却		☐	1 月～3 月にご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください		
	☐ NHK 受信料減免事由がなくなったことの届出		☐	まごころ駐車場利用証		
	☐ 障がい者割引 ETC 利用登録削除		☐	交通用福祉 IC カード又は福祉乗車証 (地下鉄無料バス) タクシー助成券 返還届(窓口にて用意します)		
			☐	NHK に連絡してください TEL:0570-077-077		
			☐	ETC 割引登録係に連絡してください TEL:045-477-1233		
精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・精神の障がい福祉サービスを受けていた	☐ 精神障害者保健福祉手帳の返却 ※有効期限内のものに限る	どなたでも	☐	精神障害者保健福祉手帳	速やかに	センター 2 階 (73) 健康課 (健康づくり係) 092-559-5118
	☐ 自立支援医療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	自立支援医療受給者証		
	☐ 障がい福祉サービス(*9)受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	障がい福祉サービス受給者証		
	☐ 地域生活支援事業(*10)受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	地域生活支援事業受給者証		
	☐ 福祉乗車券・福祉乗車証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	交通用福祉 IC カード又は福祉乗車証 (地下鉄無料バス) タクシー助成券		
	☐ まごころ駐車場利用証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	まごころ駐車場利用証		

(*9) 障がい福祉サービス… 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助(グループホーム)など。

(*10) 地域生活支援事業… 移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど。

I 南区役所での手続き ⑤

	亡くなられた方が	チ ク	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ク	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
障 が い 者	受給者証を持っていた 《小児慢性》 《指定難病》 《肝炎》	☐	小児慢性特定疾病 医療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る	どなたでも	☐	小児慢性特定疾病 医療受給者証	随 時 (還付請求中の 方は速やかに)	センター 2 階 74 健康課 (健康づくり係) 092-559-5116
		☐	特定医療費（指定難病） 受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	特定医療費（指定難病） 受給者証 ※医療費の還付請求中の 方は別途下記の書類が 必要です。 ・申立書 ・請求人（相続人）名義の 通帳と印鑑（認印可。 自署の場合は押印不要） ・戸籍謄本（受給者の 除籍謄本含む。及び 請求人が受給者の相続人で あることが確認できるもの）		
		☐	肝炎治療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る		☐	肝炎治療受給者証 ※医療費の還付請求中の 方は別途下記の書類が 必要です。 ・申立書 ・請求人（相続人）名義の 通帳と印鑑（認印可。 自署の場合は押印不要） ・戸籍謄本（受給者の 除籍謄本含む。請求人が 受給者の相続人であることを 確認するため）		
子 ど も	18 歳以下だった	☐	児童手当の変更	児童の 養育者 (※ 11)	☐	ご家庭の状況により 必要書類が異なります。 担当窓口へお尋ねください。	速やかに	本館 1 階 33 子育て支援課 (こども家庭 福祉係) 092-559-5123
		☐	児童扶養手当の変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 認可保育園の退所届 ☐ 第 3 子優遇事業					
	18 歳以下のお子様を 養育していた	☐	児童手当の変更 ☐ 児童扶養手当の認定請求 ☐ 児童扶養手当の変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 第 3 子優遇事業の変更 ☐ 認可保育園の家族構成 変更届	児童の 養育者 (※ 11)	☐	ご家庭の状況により 必要書類が異なります。 担当窓口へお尋ねください。	速やかに	
		☐	災害遺児手当の 認定請求	親を災害で なくした義務 教育終了前 の児童の養 育者 (※ 11)				
		☐	ひとり親家庭等医療証の 申請	児童の 養育者 (※ 11)	☐	対象者全員の資格が 確認できるもの（資格確認書、 資格情報のお知らせ等） ☐ 対象者全員の戸籍謄本 ※ご家庭の状況により上記以 外にも必要書類があります。 担当窓口へお尋ねください。	速やかに	本館 1 階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152

(※ 11) 養育者 … 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。

Ⅰ 南区役所での手続き ⑥

	亡くなられた方が チヨ	手続き内容	届出人 (請求人)	チヨ	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
養育相談	18歳未満のお子様の保護者	☐ 子どもの養育相談 [子育てや家庭の問題に関する相談]	どなたでも	☐	特にありません	特にありません	本館 1 階 ③4 家庭児童相談室 092-559-5124
被爆者	被爆者健康手帳を持っていた	☐ 葬祭料の請求 ☐ 死亡届 ※葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。	喪主	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 死亡診断書又は死体検案書の写し ☐ 削除された住民票(世帯全員分で続柄記載があるもの) ☐ 会葬礼状又は埋火葬許可証等 ☐ 喪主の通帳 ☐ 手当を受給された方は手当証書の原本		亡くなった日から5年以内	センター 2 階 ⑦4 健康課 (健康づくり係) 092-559-5116
その他	改葬 (遺骨を南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい)	☐ 改葬許可申請 (遺骨を南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)	墓地又は納骨堂の使用者	☐	担当窓口へお尋ねください。	改葬を行う前	本館 2 階 ④2 生活環境課 (環境衛生係) 092-559-5101
	相続について相談したい。 ※相続税に関することは税務署へ	☐ 法律相談 毎週火曜日 ☐ 司法書士相談 毎月第 3 木曜日 (いずれも要予約・無料)	(対象) 福岡市内に在住か 通勤・通学する人	☐	担当窓口へお尋ねください。 (相談は事前予約が必要です)	特にありません	本館 1 階 ③1 市民相談室 092-559-5010

MEMO

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ①

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓口
市 営 住 宅	市営住宅の入居者（名義人）だった			福岡市住宅供給公社市営住宅センター 総務課 092-271-2571 福岡市博多区店屋町4番1号
	同居者が入居の継承をする	☐	市営住宅入居 継承承認申請	業務課業務係 092-271-2562
	市営住宅を退去する	☐	市営住宅返還	募集課募集係 092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	☐	市営住宅同居者 異動届	業務課調査係 092-271-0901
上 下 水 道	水道を使用していた			水道局お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 ※日・祝・年末年始 休み
	名義人 だった	名義人を変更する	☐ 名義人・料金支払方 法 変更の連絡	
		使用を中止する	☐ 使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた		☐ 世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所6階
	井戸水のみを使用していた		☐ 使用者・世帯人数 変更の連絡	
	下水道受益者負担金を納付中 又は猶予中だった		☐ 下水道事業受益者 変更届	
霊 園	市立霊園の利用者だった		☐ 利用者の変更 （利用権継承申請）	福岡市立霊園 092-711-4869 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階
犬	犬の飼い主だった			東部動物愛護管理センター 092-691-0131 福岡市東区蒲田5丁目10番1号 家庭動物啓発センター 092-891-1231 福岡市西区内浜1丁目4番22号
	新しい飼い主 の住所	福岡市内	☐ 所有者の変更 （登録事項の変更）	
		福岡市外	☐ 所有者の変更 （登録事項の変更）	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ②

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓口
農地	福岡市内の農地の所有者だった			農業委員会事務局
	農地の所在地	福岡市西区以外	☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地調整係 092-733-5777 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所5階
		福岡市西区	☐ 農地法第3条の3第2項の規定による届け出	西部出張所 092-806-9435 福岡市西区西都2丁目1番1号
森林	福岡市内の森林の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記森林・林政課にお問い合わせください)	☐	森林の所有者届	農林水産局森づくり推進課 092-711-4846 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階
ごみ	臨時に多量のごみが発生した			自己搬入ごみ事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 ※1/1～1/3 休み
	処理施設へ持ちこみ処分する	☐	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	
	福岡市が許可した収集業者に処分を依頼する	☐	担当区域の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼	福岡市事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 ※土・日・祝日 休み
住宅(空き家)	戸建住宅を所持していた			住宅都市局住宅計画課 092-711-4598 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所3階
	相続した住宅(空き家)の売却又は賃貸を考えている	☐	福岡市空き家バンクへ登録(任意)	
	相続した住宅(空き家)を売却し、譲渡所得の税控除を受けたい(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	☐	被相続人居住用家屋等確認申請書	

MEMO

3 その他の機関での主な手続き ①

【各種証明書の取得について】

戸籍・住民票・税などの証明書が必要になる場合があります。手続きによって必要な書類が異なりますので、必ず各機関にお問い合わせください。

原本は返却される場合もありますので、その点も確認されておくと、証明書の取得枚数を減らすことができます。また、法務局が行っている「法定相続情報証明制度」もありますのでご利用ください。

「法定相続情報証明制度」

問い合わせ先 福岡法務局 Tel 092-721-4570（代表）

各種相続手続きで利用できる制度です。一般的に各種相続手続きでは、出生から死亡まで複数の戸籍謄本等を取得することが必要ですが、この制度では、それらの戸籍謄本等を集約した一覧を作成することができます。

詳しくは、法務局へお問い合わせください。

区 分	チェック	手続き内容等	問い合わせ先
生命保険等	☐	死亡保険金 入院給付金 等	加入していた生命保険会社 又は代理店
簡易保険	☐	死亡保険金 入院給付金 等	郵便局
損害保険等	☐	名義変更・解約 等	加入していた損害保険会社 又は代理店
預貯金口座等	☐	口座相続	各金融機関等
株式等	☐	名義変更	証券会社等
国債（戦没者弔慰金）	☐	記名変更 償還金受領	償還金支払場所又は証券保管証書に 記載の郵便局
普通自動車	☐	自動車税に関する事	福岡県博多県税事務所 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1 コネクトスクエア博多2F・3F 092-260-6001（代表）
	☐	名義変更等に関する事	九州運輸局福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 050-5540-2078 〈自動音声ガイダンス〉
軽自動車（三・四輪）	☐	名義変更	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 福岡市東区みなと香椎4丁目3-37 050-3816-1750
二輪の軽自動車 （125ccを超え 250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車 （250ccを超えるバイク）	☐	廃車	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 050-5540-2078

3 その他の機関での主な手続き ②

区 分	チェック	手続き内容等	問い合わせ先
国税関係	☐ 相続税 ☐ 所得税 ☐ 消費税		福岡税務署 福岡市中央区天神 4 丁目 8 番 28 号 092-771-1151
不動産	☐	土地・家屋等の相続登記 (不動産が南区所在の場合)	福岡法務局(本局) 福岡市中央区舞鶴 3 丁目 5 番 25 号 092-721-4570 (代表)
遺言書	☐	検認・開封	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 4 号 092-711-9651 (代表)
相続放棄	☐	相続放棄	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 4 号 092-711-9651 (代表)
固定電話 (NTT 西日本)	☐	名義変更 (電話加入権の継承届) 解約	局番なし 116 携帯からは 0800-2000-116
固定電話 (NTT 西日本以外)	☐	名義変更・解約	各契約会社
携帯電話	☐	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	☐ ☐	名義変更・解約 受信料免除の解約	受信契約 フリーダイヤル 0120-151515 受信料に関する問い合わせ 0570-077-077
運転免許証	☐	返納	最寄りの警察署 又は 運転免許試験場
パスポート	☐	返納	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号 アクロス福岡 3 階 092-725-9001
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	各契約会社

4 委任状に関するご案内

各種届出等を代理人が行う場合、委任状が必要となります。

【委任状の様式について】

○委任状は任意の様式でも有効です。

○委任状を利用されるときは、委任事項を必ず記載してください。

○ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

(記載例)

委 任 状

代理人

住 所 福岡市南区塩原〇丁目〇〇番〇号

氏 名 博 多 花 子

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 〇〇年 〇〇月 〇〇日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 住民票の世帯主変更届に関すること。

2 高額療養費払戻しの請求に関すること。

3 国民健康保険の加入手続きに関すること。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者

住 所 福岡市南区塩原〇丁目〇〇番〇号

氏 名 福 岡 太 郎 福岡 (自署または記名押印)

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 〇〇年 〇〇月 〇〇日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※全ての項目は、委任者が記載してください。

委任事項 (例)

【窓口での本人確認資料など】

○委任状の他に、代理人の本人確認書類（1 ページ参照）が必要です。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険関係・税証明の発行の手続きの場合は、委任者の本人確認書類（写し可）も必要です。

○マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、委任者の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。

○偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

令 和 年 月 日

委 任 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （自署または記名押印）

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 （ ） ー

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

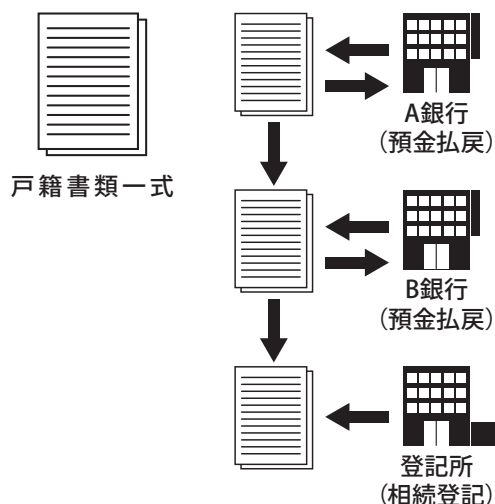
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

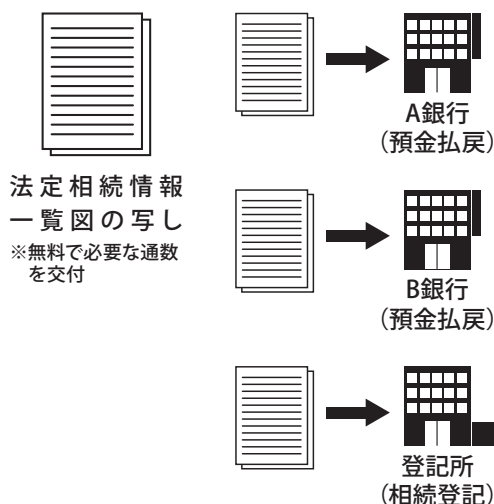
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

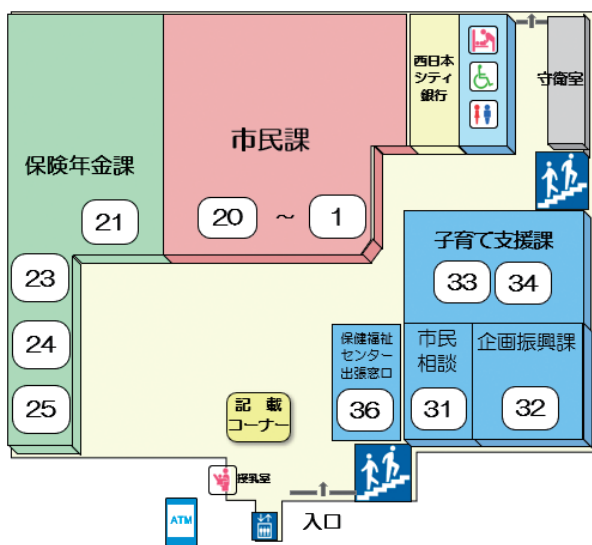


法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

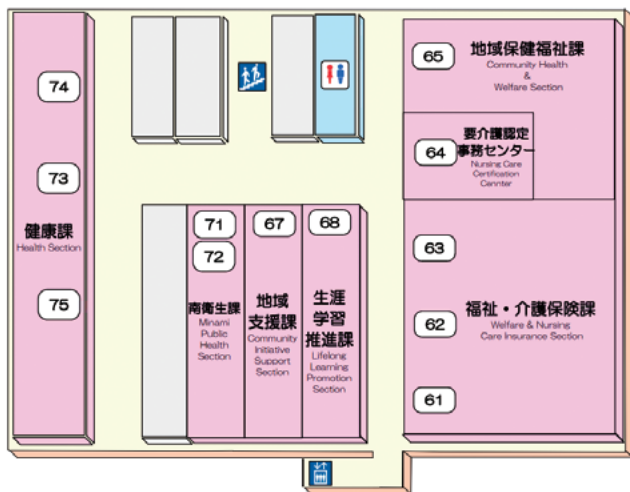
本館 1 階



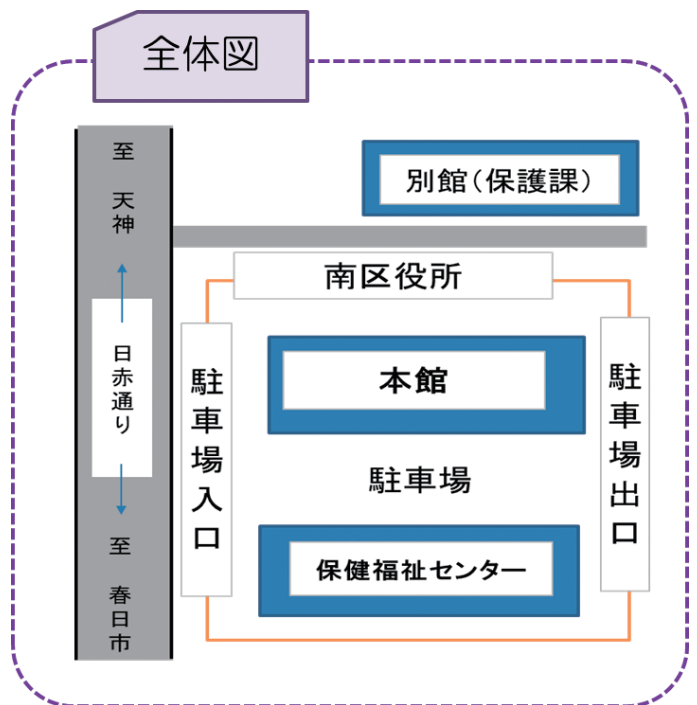
本館 2 階



保健福祉センター2階



全体図



発行 福岡市南区役所
 編集 / 制作 株式会社鎌倉新書
 発行年 2026 年 6 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
 広告主及び広告内容を福岡市が推奨するものではありません。
 広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。